

# 行政コスト計算書

●行政コスト計算書とは

地方自治体の行政活動は、バランスシートで明らかにされる資産・負債等の状況だけでなく、人的サービスや給付サービスなどの資産形成につながらない行政活動が大きな比重を占めています。この行政サービスの1年間の状況を性質別コストと、目的別コストに分類したものが行政コスト計算書です。

●行政コスト計算書の見方

性質別コストの分類を、「人に掛かるコスト」、「物に掛かるコスト」、「移転支出的なコスト」、「その他のコスト」に分類します。目的別コストは議会費、総務費等の町予算書の9項目と労働費、災害復旧費、公債費、不納欠損額に分類します。

※詳しくは町情報公開コーナーか町ホームページの行政コスト計算書をご覧ください。

人に掛かるコストとは

行政サービスを担う町職員に要する費用で、人件費や退職給与引当金繰入等を計上しています。

物に掛かるコストとは

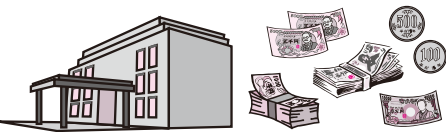
町が最終消費者となっているもので、物件費、維持補修費、減価償却費を計上しています。

移転支出的なコストとは

ほかの人や団体に移転して効果が出てくるような費用で、扶養費、補助費等、繰出金、普通建設事業費(他団体への補助金等)を計上しています。

その他のコストとは

上記の3つに属さない費用で、公債費(利子分のみ)、不納欠損額を計上しています。



●行政コスト計算書から分かること

- 年度ごとの数値を比較することにより、コスト増減等の傾向が明らかになり、財政運営を分析できます。
- 人に掛かるコストは16・17年度比5.6%減少、前年度比5.0%の減少で、指定管理者制度導入による人件費の圧縮と、団塊の世代の町職員の退職が進み退職給与引当金繰入等が減少したことによります。
- 物に掛かるコストは16・17年度比3.4%増加、前年度比0.5%の増加で、17年度の増加は元狹山コミュニティセンター新築等が数値を押し上げた要因で、18年度はほぼ前年並みとなっています。
- 移転支出的なコストは16・17年度比7.2%減少、前年度比1.7%の減少で若干の減少ですが、17年度の減少は箱根ヶ崎駅舎工事負担金の皆減が主な理由です。
- その他のコストは16・17年度比40.7%減少、前年度比4.9%の減少で、公債費利子の支払いが減少したことによります。
- 収入については前年度比1.4%の増加となりました。

◎分析  
コスト全体では前年度比1.7%の減少となりました。指定管理者制度導入によるサービスの質を落とさず人件費等を圧縮する工夫など行政改革が進んでいることが分かります。

## 平成18年度行政コスト計算書

【行政コスト】 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)

| 区 分       |             | 金 額           | 町民一人当たり  |
|-----------|-------------|---------------|----------|
| 人に掛かるコスト  | ①人件費        | 19億 62万円      | 55,950円  |
|           | ②退職給与引当金繰入等 | 1億1,803万円     | 3,475円   |
|           | 小 計         | 20億1,865万円    | 59,425円  |
| 物に掛かるコスト  | ①物件費        | 21億 69万円      | 61,839円  |
|           | ②維持補修費      | 9,512万円       | 2,800円   |
|           | ③減価償却費      | 13億9,202万円    | 40,978円  |
|           | 小 計         | 35億8,783万円    | 105,617円 |
| 移転支出的なコスト | ①扶助費        | 14億6,551万円    | 43,141円  |
|           | ②補助費等       | 20億4,956万円    | 60,334円  |
|           | ③繰出金        | 13億1,448万円    | 38,695円  |
| その他のコスト   | ④普通建設事業費    | 1億1,868万円     | 3,494円   |
|           | 小 計         | 49億4,823万円    | 145,664円 |
| その他のコスト   | ①公債費(利子分のみ) | 8,983万円       | 2,644円   |
|           | ②不納欠損額      | 3,897万円       | 1,147円   |
|           | 小 計         | 1億2,880万円     | 3,791円   |
| 行政コスト     |             | A 106億8,351万円 | 314,498円 |

| 【収入項目】     |   |             |          |
|------------|---|-------------|----------|
| 使用料・手数料等   | B | 7億 218万円    | 20,671円  |
| 国庫(都)支出金   | C | 17億4,908万円  | 51,489円  |
| 一般財源       | D | 80億7,793万円  | 237,796円 |
| 収 入(B+C+D) | E | 105億2,919万円 | 309,956円 |

|                 |   |             |            |
|-----------------|---|-------------|------------|
| 正味資産国庫(都)支出金償却額 | F | 4億1,563万円   | 12,235円    |
| 期首一般財源等         | G | 389億 124万円  | 1,145,164円 |
| 一般財源等増減額(E-A+F) | H | 2億6,131万円   | 7,692円     |
| 期末一般財源等(G+H)    | I | 391億6,255万円 | 1,152,857円 |

※町民一人当たりの金額は平成19年3月31日現在の住民基本台帳人口(=33,709人)で計算しています。

問合せ 企画財政課 TEL 557-7483

## 平成18年度末の町の資産や負債の状況

# バランスシート

●バランスシートの見方

これまで形成した資産を左側「借方」に、資産を取得するための財源(負債と一般財源と国・都支出金を合わせた正味資産)を右側「貸方」に表しています。

| 借 方           |              |
|---------------|--------------|
| 【資産の部】        |              |
| 1. 有形固定資産     |              |
| (1) 総務費       | 41億3,661万円   |
| (2) 民生費       | 32億 351万円    |
| (3) 衛生費       | 13億9,207万円   |
| (4) 労働費       | 307万円        |
| (5) 農林水産業費    | 1億6,826万円    |
| (6) 商工費       | 3,929万円      |
| (7) 土木費       | 217億9,307万円  |
| (8) 消防費       | 5億5,221万円    |
| (9) 教育費       | 182億9,489万円  |
| (10) その他      | 7,355万円      |
| 計             | 496億5,653万円  |
| (うち土地)        | 235億3,884万円) |
| 有形固定資産合計      | 496億5,653万円  |
| 2. 投資等        |              |
| (1) 投資及び出資金   | 1,728万円      |
| (2) 貸付金       | 0円           |
| (3) 基金        |              |
| ①特定目的基金       | 58億8,627万円   |
| ②土地開発基金       | 4億9,722万円    |
| ③定額運用基金       | 0円           |
| 基金計           | 63億8,349万円   |
| (4) 退職手当組合積立金 | 2億5,490万円    |
| 投資等合計         | 66億5,567万円   |
| 3. 流動資産       |              |
| (1) 現金・預金     |              |
| ①財政調整基金       | 13億6,874万円   |
| ②減債基金         | 5億 98万円      |
| ③歳計現金         | 2億5,308万円    |
| 現金・預金計        | 21億2,280万円   |
| (2) 未収金       |              |
| ①地方税          | 3億3,179万円    |
| ②その他          | 1,279万円      |
| 未収金計          | 3億4,458万円    |
| 流動資産合計        | 24億6,738万円   |
| 資産 合計         | 587億7,958万円  |

|               |                  |            |
|---------------|------------------|------------|
| ※債務負担行為に係る補償等 | ①物件の購入等に係るもの     | 76億1,154万円 |
|               | ②債務保証及び損失補償に係るもの | 8億1,951万円  |
|               | ③利子補給等に係るもの      | 0円         |

●バランスシートから分かること

- 年度ごとの数値を比較することにより資産形成の内容が明らかになり、財政運営を分析できます。
- 有形固定資産は16・17年度比0.8%増加、前年度比1.1%の増加で、持続性のある社会資本投資がされています。
- 投資等は16・17年度比2.7%の減少、前年度比1.5%の増加で、寄附による基金創設がされたことによりますが、毎年度基金の取り崩しが行われ、徐々に水準が低下しています。
- 流動資産は16・17年度比9.5%の減少、前年度比6.1%の減少で、現金・預金に仕分けされる財政調整基金の取り崩しが主なものです。

※詳しくは町情報公開コーナーか町ホームページのバランスシートをご覧ください。

問合せ 企画財政課 TEL 557-7483

バランスシートとは、町の資産や負債(町の借金)等の状況を一覧表にまとめた報告書のことです。これを見ると、町が資産(建物や土地など)をどのくらい保有し、その資産を得るためにどのくらい国や都から補助金をもらったり、借金をしたりしたのかが分かります。

●表の左側と右側が必ず一致

借方(資産 合計)と貸方(負債・正味資産 合計)が同額になって釣り合うことから、バランスシートと呼ばれています。

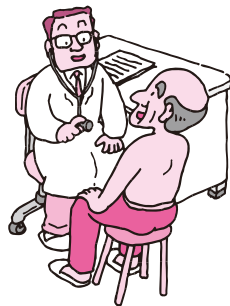


| 貸 方          |             |
|--------------|-------------|
| 【負債の部】       |             |
| 1. 固定負債      |             |
| (1) 地方債      | 53億3,207万円  |
| (2) 債務負担行為   |             |
| ①物件の購入等      | 0円          |
| ②債務保証又は損失補償  | 0円          |
| 債務負担行為計      | 0円          |
| (3) 退職給与引当金  | 18億8,497万円  |
| 固定負債合計       | 72億1,704万円  |
| 2. 流動負債      |             |
| (1) 翌年度償還予定額 | 3億9,653万円   |
| (2) 翌年度繰上充用金 | 0円          |
| 流動負債合計       | 3億9,653万円   |
| 負債合計         | 76億1,357万円  |
| 【正味資産の部】     |             |
| 1. 国庫支出金     | 77億 179万円   |
| 2. 都道府県支出金   | 43億 168万円   |
| 3. 一般財源等     | 391億6,254万円 |
| 正味資産合計       | 511億6,601万円 |
| 負債・正味資産 合計   | 587億7,958万円 |



国保 増大する老人医療費

問合せ 住民課 ☎557—7578



# 一人当たりの老人医療費は？

老人医療費は、お医者さんで皆さんが支払っている分（一部負担金）のほかに、国民健康保険や他の健康保険などからの拠出金、国や都、町からの負担金など、いろいろな形で賄われています。老人医療費が増え続けると、皆さんの負担も大きくなります。

今後も安心して医療を受けることができるよう、一人ひとりが日ごろから意識し、医療費を大切に使いましょう。

## 平成20年4月から「老人保健」は「後期高齢者医療」に変わります。

老人保健制度では国保や健保などの医療保険に加入しながら対象となっていました。後期高齢者医療制度は新たに独立した医療制度となるため、対象者は国保や健保などの医療保険から移ることとなります。ただし、給付については老人保健制度と同様の給付が受けられます。



〈関連記事8ページ〉

## どうしたら医療費を節約できるの？

### ①お医者さんの掛け持ちは避けましょう

一つの病気で何人のお医者さんに掛かるのは避けましょう。お医者さんを代えたと再び初診料が掛かるだけでなく、同じような検査をしたり、同じような薬をもらったりと、本来は必要のないはずの医療費が掛かってしまいます。

また、検査や投薬の繰り返しは体にとってもよくありません。お医者さんを信頼し、指示を守りましょう。

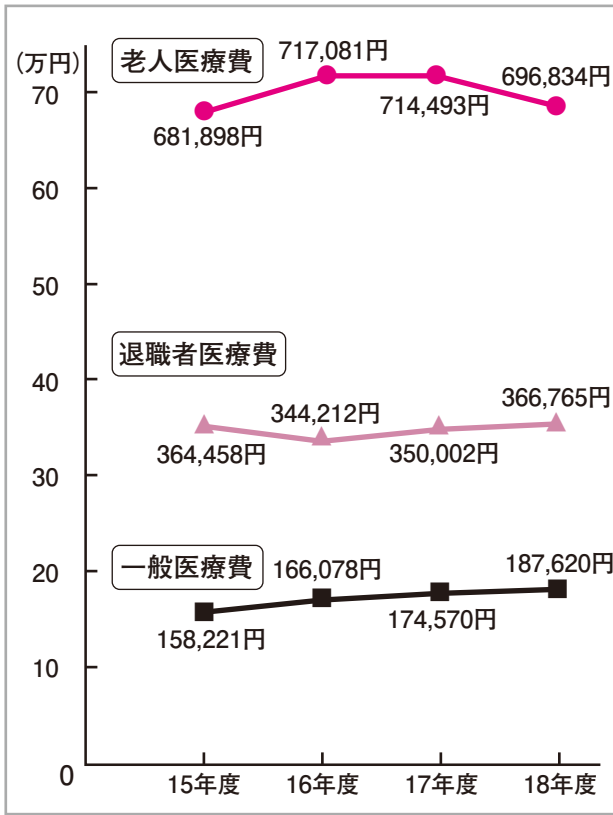
### ②時間外・休日受診はなるべく避けましょう

診療時間外にお医者さんに掛かると、本来の診療費のほかに別料金が加算されます。緊急の場合などのときはやむを得ませんが、診療時間内にお医者さんに掛かるようにしましょう。

### ③かかりつけ医を持ちましょう

かかりつけのお医者さんであれば、病歴などを把握した上で診察してもらえます。もし専門的な治療が必要であれば、ほかの病院への紹介状も書いてもらえます。

### ▼一人当たりの医療費



グラフは国保の制度別に1人当たりの医療費を比較したものです。老人は一般と比べて約3～4倍も医療費が掛かっています。

### ④薬は上手に飲みましょう

薬をたくさん欲しがるのはやめましょう。また、お医者さんの指示に従って、適切な用量・用法を守って薬を飲みましょう。

### ⑤定期的に健康診断を受けましょう

生活習慣病などの病気は、かかりはじめに自覚症状がないものがほとんどです。年に1回は定期的に健康診断を受け、病気の早期発見、早期治療を心掛けましょう。

お医者さんに掛かるときのちょっとした心掛けひとつで、医療費の節約につながります。上記を参考に、上手な受診を心掛けましょう。また、医療費の節約には、皆さんが健康であることが最も効果的です。日ごろから病気の予防や健康づくりに取り組み、みんなで元気な生活を送りましょう。



### 不審者情報について

1月に入り、町内で不審な男が中学生に声を掛ける事案が多発しています。児童・生徒が安全に登下校できるよう、地域の皆様のご協力をお願いします。

問合せ 地域振興課 ☎557—7610

## 平成20年4月から健康診査の仕組みが変わります。

今まで40歳以上の方を対象として行われていた「基本健康診査」が「特定健康診査・特定保健指導」に変わり住民課で実施します。



▼増え続ける国民健康保険の医療費を抑制し、皆さんの健康を守るために、生活習慣病に移行する前段階として\*メタボリックシンドロームに着目した健診を行います。

▼医療保険者が健康診査等の実施主体となります。

▼瑞穂町で行う特定健診・特定保健指導は、国民健康保険に加入している40歳から74歳までの方が対象です。

（健康保険組合、共済組合等の組合員および被扶養者の方は、勤務先等にお問い合わせください）

▼対象となる方には、特定健康診査の受診券および問診票を4月に郵送します。なお、特定健康診査を受診できる医療機関は今まで通りです。

▼健診後、健診結果と問診票に基づき、生活習慣病の発症リスクなどから、情報提供、動機づけ支援、積極的支援の3つのグループに分け保健指導を行います。

\*メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）とは、肥満、中でもお腹の内臓まわりに脂肪がつく「内臓脂肪型肥満」の人が、脂質代謝異常（高脂血症）や、血圧高値（高血圧）、高血糖（糖尿病）のいずれか2つ以上を合わせて持っている状態です。

### ○情報提供と判定された人

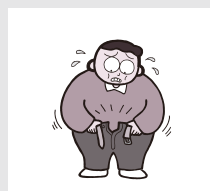
健診結果から健康状態を把握し、健康的な生活を送るための情報提供を行います。

### ○動機づけ支援と判定された人

健診結果から自分の健康状態を自覚し、自ら生活改善の目標を立て、それを行動に移すために必要な支援を医師、保健師、管理栄養士が指導します。

### ○積極的支援と判定された人

健診結果から自分の健康状態を自覚し、生活習慣の改善のための取り組みを継続的に行うことができるよう医師、保健師、管理栄養士が指導します。



問合せ

住民課

☎557—7578

## 都営住宅入居者募集

- ▶ポイント方式による募集（家族向けのみ）
- ▶単身者向・単身者用車いす使用者向・シルバーピア
- ▶事業再建者向定期使用住宅

## 町営住宅入居者募集

- ▶あき家住宅2戸
- ※詳しくは、募集案内をご確認ください。

### 【申込書・募集案内の配布期間】

2月4日(月)～13日(水)

### 配布場所

- ▶管財課 午前8時30分～午後5時  
※土・日曜日、祝日は除きます。
- ▶武蔵野・元狭山コミュニティセンター 午前9時～午後9時  
※11日(月)・13日(水)は除きます。

問合せ 管財課 ☎557—7486

## 町民農園利用者募集

～自分で作った野菜を収穫し、食べてみませんか～



町民農園の利用希望者を新たに募集します。

貸出期間 4月1日～平成22年12月31日（2年9カ月間）

貸出区画数 140区画（1区画約30㎡）

対象者 町内在住で、町税を滞納していない方（1世帯1区画）

利用料 8,000円（2年9カ月間）

申込み 2月4日(月)～15日(金)までに、直接産業振興課窓口でお申し込みください（土・日曜日、祝日は除きます）。

※電話による受け付けはしません。

※申込みの際は、印鑑をご持参ください。

※応募者が貸出区画数を上回った場合は、抽選となります。

※区画の場所は、抽選により決定します。



問合せ 産業振興課 ☎557—7630